

## 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会設置要綱

## (設置等)

第1条 湖沼水質保全特別措置法に基づき、琵琶湖に係る湖沼水質保全計画に盛り込む赤野井湾流域における流出水対策推進計画（以下「流出水計画」という。）の策定および流出水計画を推進するに当たり、同流域内で水の利用に関わる各主体が情報を共有しフォローアップを行うため、赤野井湾流域流出水対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 赤野井湾へ流入する汚濁負荷に関すること。
- (2) 汚濁負荷削減に向けた取り組みに関すること。
- (3) 流出水計画に位置づけられた各種対策の進捗状況に関すること。
- (4) その他赤野井湾および同流域の環境および環境保全活動等に関すること。

## (構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる委員で構成する。

## (座長)

第3条 連絡会に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、連絡会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が座長を代理する。

## (会議)

第4条 連絡会の会議は、琵琶湖環境部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、琵琶湖環境部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 琵琶湖環境部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (オブザーバー)

第5条 連絡会に、オブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、国（農林水産省近畿農政局、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、環境省近畿地方環境事務所）、滋賀県、守山市、草津市、野洲市、栗東市および（独）水資源機構琵琶湖開発総合管理所湖南管理所の関係職員とする。
- 3 オブザーバーは、連絡会の会議に出席し、求めに応じて発言することができる。

(運営)

第6条 連絡会の運営に必要な事務は、琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、琵琶湖環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	所属	人数
地元住民委員	守山市自治連合会	1人
	(公社) 守山青年会議所	1人
	守山市消費生活学習会	1人
	守山市緑の少年団	1人
	湖南流域環境保全協議会	1人
	認定NPO法人 びわこ豊穰の郷	1人
	赤野井湾再生プロジェクト	1人
水利用関係者委員	守山南部土地改良区	1人
	法竜川沿岸土地改良区	1人
	木浜土地改良区	1人
	JA レーク滋賀	1人
	湖南・甲賀環境協会	1人
	滋賀びわ湖漁業協同組合玉津小津支所	1人
	守山漁業協同組合	1人
学識経験者委員	滋賀県立大学環境科学部	2人
	琵琶湖環境科学研究センター	1人